

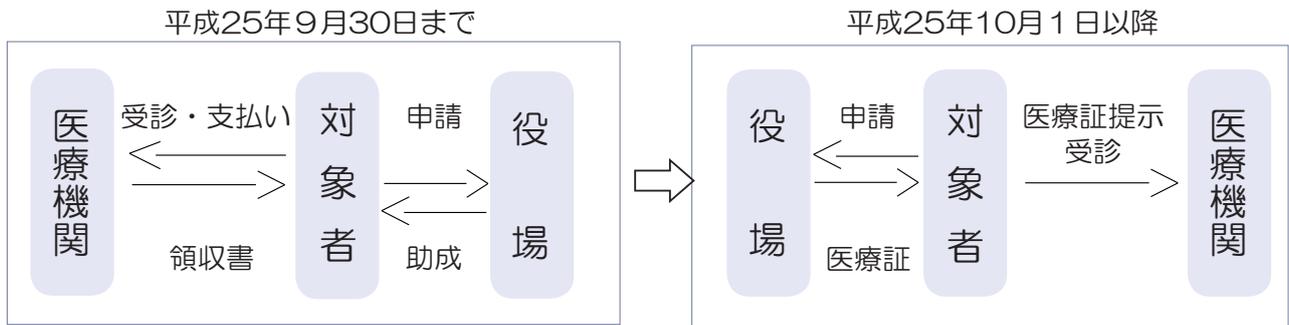
中学生までのお子さんがいいらっしゃるかたは申請をお忘れなく！

## 10月から「しらたか元気っ子事業」が変わります

10月1日から

子育て支援医療証を医療機関に提示することで、医療機関でのお支払いが不要となります。(ただし、保険適用外医療費は除きます。)

### 支給方法が次のようになります



※「しらたか元気っ子事業」では、町内の0歳から中学3年生までのお子さんの医療費を助成しています。今までは左図のように、医療機関の領収書を役場に提出いただいていたのですが、10月1日からは右図のように、医療機関で子育て支援医療証を提示することで医療費のお支払いが不要になります。(ただし、保険適用外医療費は除きます。)

○支給方法の変更に伴い、0歳～中学3年生のお子さん全員に子育て医療証を発行します。子育て医療証の発行には申請が必要です。

○申請について

<就学前の0歳児～6歳児>

- ◆『一部負担金無』の子育て支援医療証(うす緑色)をお持ちのかた  
申請の必要はありません。そのままお持ちの医療証をお使いください。
- ◆『一部負担金有』の子育て支援医療証(水色)をお持ちのかた  
申請が必要です。申請をいただくと『一部負担金無』の医療証を交付します。

<小学生および中学生>

みなさん申請が必要です。ただし、『一部負担金無』の重度心身障がい(児)者医療証(黄色)・ひとり親家庭等医療証(オレンジ色)をお持ちのかたは、申請の必要はありません。そのままお持ちの医療証をお使いください。

○申請方法

申請が必要なかたには申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、窓口まで提出ください。郵便でも受け付け可能です。【郵送先】〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地  
白鷹町役場町民課国保医療係 あて

○申請期間

平成25年8月26日(月)～平成25年9月6日(金)

○申請の際に必要なもの

申請書、お子さんの健康保険証、印鑑

○申請をいただいたかたには、9月末に子育て医療証を郵送します。

■問い合わせ 役場1階2番受付 町民課国保医療係 Tel85-6130